

天安

	平成 27年 9月 15日	国土 交通 省 直轄 工事 局 建設 産業 局 建設 業 課 長 印	建設 市場 整備 課 長 印	
	9/15	9/15		

国土入企第5号  
国土建劳第200号  
平成27年9月1日

一般社団法人日本トンネル専門工事業協会会長 殿

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課長  
建設市場整備課長

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について（依頼）

技能労働者への適切な賃金水準の確保については、建設産業全体の持続的な発展のために極めて重要な課題であり、国土交通省としても、平成25年4月以降これまで3度にわたり公共工事設計労務単価を引き上げ、その都度、建設業団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知するとともに、国土交通大臣又は副大臣が建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入の徹底等を要請してきたところです。

また、今後の労務単価にも適確に反映できるような現場技能労働者の賃金水準のきめ細かな実態調査や建設業フォローアップ相談ダイヤルの開設（平成27年3月26日に、新労務単価フォローアップ相談ダイヤルを発展的に統合）、法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請事業者への提出を促進するための標準見積書の一斉活用開始など、段階的に必要な施策を講じてきたところです。

こうした経緯を踏まえ、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について、現場における更なる周知徹底を図るため、新労務単価（平成27年2月より適用する公共工事設計労務単価）の対象となっている国土交通省直轄工事の現場において、発注者が元請企業に対して、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けたポスターの掲示を要請する取組を引き続き行うとともに、地方公共団体に対しても同様の取組を要請したところです。

貴団体におかれでは、傘下の建設企業に対して、上記取り扱いについて周知するとともに、本取組の趣旨を踏まえ、発注者の要請に対し適切に対応するよう周知徹底をお願いいたします。本ポスターについては別送いたしますが、次のURLより、ダウンロードして印刷することも可能です。

(URL:[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const Tk2\\_000081.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const Tk2_000081.html))